

御宿町告示第3号

御宿町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月26日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成19年3月6日

1. 場 所 御宿町役場議場

## 平成19年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成19年3月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 4 推薦第 1号 御宿町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1号 御宿町監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第 6号 御宿町基本構想の変更について
- 日程第13 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等  
に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第16 議案第10号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及  
び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に  
関する協議について

日程第 19 議案第 13 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定  
に関する協議について

日程第 20 議案第 14 号 布施学校組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議につ  
いて

日程第 21 議案第 15 号 平成 18 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 議案第 16 号 平成 18 年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 23 議案第 17 号 平成 18 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 18 号 平成 18 年度御宿町一般会計補正予算（第 6 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13 名）

1 番	石 井 芳 清 君	2 番	松 崎 啓 二 君
4 番	伊 藤 博 明 君	5 番	吉 野 時 二 君
6 番	川 城 達 也 君	7 番	式 田 孝 夫 君
8 番	瀧 口 義 雄 君	9 番	白 鳥 時 忠 君
10 番	小 川 征 君	11 番	中 村 俊六郎 君
12 番	浅 野 玄 航 君	13 番	貝 塚 嘉 軼 君
14 番	新 井 明 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	井 上 七 郎 君	助 役	吉 野 和 美 君
教 育 長	岩 村 實 君	総 務 課 長	吉 野 健 夫 君
企画財政課長	瀧 口 和 廣 君	産 業 観 光 課 長	藤 原 勇 君
教 育 課 長	田 中 とよ子 君	税 務 会 計 課 長	木 原 政 吉 君
建設環境課長	井 上 秀 樹 君	住 民 水 道 課 長	米 本 清 司 君
保健福祉課長	氏 原 憲 二 君		

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 係 長 市原 茂君

#### 定例会前表彰

事務局 定例会開会前に大変恐縮ですが、このたび石井芳清議員の多年にわたる議員活動の功績に対しまして、全国町村議会議長会より表彰を賜りましたので、伝達式を行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

(局長が表彰状の朗読をし、議長より授与する)

事務局 また、御宿町議会におきましても同様に全国町村議会議長会から表彰をいただいておりますので、報告させていただきます。

(表彰状の朗読)

#### 開会の宣告

議長(伊藤博明君) それでは、改めましてこんにちは。

本日、平成19年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成19年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

(午前10時00分)

#### 諸般の報告

議長(伊藤博明君) 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

#### 町長あいさつ

議長(伊藤博明君) 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長(井上七郎君) 改めて、こんにちは。

ただいま表彰されました町議会並びに石井議員に、心からお祝いを申し上げます。

本日、ここに平成19年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、本日から15日までの日程で、平成19年度一般会計予算案を初めとする予算案件9件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件2件、御宿町監査委員選任に関する人事案件5件ほか、計25議案をご審議いただくこととなりますが、開会にあたり、平成19年度一般会計予算概要をベースに新年度の方針について申し述べ、私の所信の一端とさせていただきます。

まず、予算案の説明に入ります前に、先般全員協議会でご協議いただきましたが、新年度予算の編成にあたり、過去の財政見通し内容からして、想定外の予期せぬ新たな事業展開が必要不可欠となったことから、教育委員会を初め教育施設建設委員会を中心に、新年度着工予定で準備を進めてまいりました中学校体育館改築工事を当面の間先送りという、考えに考え抜いた上での苦渋の決断をせざるを得ない状況となりましたことをご報告させていただきます。

と申しますのも、今年1月、教育施設の耐震調査結果の報告を受け、御宿小学校の校舎、体育館の耐震補強及び改修工事が緊急かつ早急に必要であるとの認識に立ち、また、後期高齢者医療システムに係る電算導入費用に関する負担等、体育館改築工事も含め、新年度事業における優先順位を、現状の町財政状況を勘案し、慎重に比較し検討を重ねた結果、町の全体の将来をも考慮した上で、町の宝である子供たちの安全性、住民生活に直結する社会保障面を、まず何より優先して執行しなければならないものと判断いたしました。

なお、耐震調査に関しましては、あくまで既存建設物の耐震基準値であり、昨今騒がれております耐震偽造問題における基準値、すなわち、これから新たに建設する建物に対する耐震基準値とは、内容を異にするものであることを申し添えさせていただきます。

中学校体育施設整備工事の見通しにつきましては、各事業執行のもと、財政状況を充分配慮し財政基盤を固めた上で、なるべく早期に着手できるよう努めてまいり所存でございます。

これまでご協力いただきました議員各位を初め、住民の皆様、さらには学校関係者並びに生徒の皆様方には、改めて心からおわび申し上げますとともに、格段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、依然として厳しさの残る雇用情勢や原油価格の動向に加え、ゼロ金利政策の解除による影響など、経済の先行きはなお留意する必要がある、いまだ不透明な状況にあります。

このような大変厳しい財政環境のもと、行革の経費節減にも限界があることは否定できない

ものの、町ではゼロ予算事業を初め、第4次御宿町行政改革大綱・集中改革プランに基づいた行政の一層の効率化、さらに歳出削減への努力のみならず、事業選択により限られた財源で最大限の効果を生むための取り組みに、職員一丸となって努めてまいりました。

迎える平成19年度は、団塊世代の大量退職による2007年問題を初め、高齢化による社会保障関係費や、法に基づく義務的負担が増加することから、自力での財源確保ができなければ財政は立ち行かなくなることと考えられます。

そのためには、人口減に歯どめをかける妙案、対策を講ずることが強いられ、まずは大量退職が近づく団塊世代に着目し、この御宿町の豊かで恵まれた自然の中で、ゆとりを求める退職者の定住を図るとともに、さらに長期的、広域的な雇用の場を増やしたり、安心して子育てのできる環境づくり等、人口流出をとめるとともに、地元へのIターンやUターンの受け入れ態勢を整えることが早急な課題と考えます。

また、三位一体の改革により19年度から実施される税源移譲が、地方にとって大きな影響を与えることとなります。これまでの国からの財源配分といった形態から、みずからの力で課税と徴収をし、財源確保に取り組むことが重要となると同時に、一方で、交付税や補助金への依存の縮減など、分権時代にふさわしい、自立した財政運営が求められることとなります。

そのため、新年度はさらなる分権推進の年度と位置づけ、国・地方・民間の適正な役割分担による行政運営、みずからの判断と責任で、簡素で効率的な財政運営の遂行も重要となるものと考えます。

このような国・県の基本的な方針や諸施策と密接な連携を保ちながら、町では平成19年度を初年度とする、平成24年度を目標年度とする6カ年にまたがる後期基本計画を策定したところであります。

それでは、今議会でご審議をいただきます平成19年度当初予算にあたって、基本姿勢といたしましては、まず、「自立・継続可能な御宿町」を目指した予算編成といたしました。これから将来に向かい、「自立・継続可能な御宿町」を確立していくためには、安定した自主財源確保が必要であります。少子高齢化が進行していく中、後世への負担を少なくする観点からも、第4次町行政改革大綱及び後期基本計画等に基づいた改革を推進するとともに、中長期的な財政収支の均衡化、安定した収入確保を図ると同時に、行財政のスリム化等により徹底した歳出削減を図る編成に努めました。

また、地方分権が進んでいく中、今後の自治体には、すべての施策に自己責任と財源で遂行していくという、自己決定と自己責任が求められることから、選択と集中のより明確化、事業

の重要度はもちろんのこと、緊急度、実現度の視点に立っての施策選択と同時に、投資的経費の重点化や経常的経費の一層の削減など、前例や慣習にとらわれず自治体経営の視点に立った予算編成を行うとともに、職員一人一人の創意工夫を大切にしたい新しい発想の予算づくりのチャレンジとして、なお一層、積極的にゼロ予算事業を推進してまいります。

そして、生活の目標、住民対話の視点に立った編成も忘れてはなりません。このことから、自治体経営には受益と負担を踏まえ、この厳しい財政事情であることがゆえに、住民みずから行政サービスのあり方を主体的に考えていくように、新たな住民自治の仕組みづくりが必要です。すなわち、地域でできること、また解決できることは、地域住民の自立、自主性を尊重しての、地域のコミュニティ力に基づく地域再生を本町の町づくりの原点と位置づけ、住民の自治意識の向上と地域の協体制づくりを積極的に推進し、住民参画、協働のもとに、透明性の高い行政運営実現に向けての予算編成に心がけました。

こうした中であって、税制改正による定率減税の廃止及び税源移譲に伴う税率改正等により、町税収入が大幅に増加することとなる一方で、地方交付税や国庫補助負担金、所得譲与税の廃止など、三位一体改革の関連の歳入削減の影響に加え、千葉県議会議員を初め、町議会議員選挙等、前述いたしました小学校耐震工事費、後期高齢者医療制度に係る負担金及び電算システム開発費、さらに支給額改正による児童手当支給事業等制度改正に伴う福祉経費などが主な負担増の要因となり、結果として、平成19年度一般会計の予算額は27億4,800万円と、前年より1,700万円、0.6%の増となりました。

それでは、平成19年度予算の内容につきまして、各分野の主要事業を申し述べさせていただきます。

まず、保健・福祉における総合的な取り組みですが、障害者自立支援事業に加え、19年4月には、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療などを総合的に支えることを目的とする地域包括支援センターを設置します。高齢者が安心して暮らせるアドバイス、お手伝いはもとより、町が行う介護予防事業の一層の充実、さらには医療機関を含め、関係機関とのネットワークづくりにも力を入れてまいります。

また、基本健康診査及びがん検診の一部費用を、受診者負担とさせていただくことに対する住民の皆様の温かいご理解を、事業の継続、教育事業の充実へと役立ててまいります。

さらに、18年度から庁内組織の再編により、保育や児童館運営事業等、乳幼児の健康づくり等事業が連携しやすくなったことから、一層の子育ての支援に努めてまいります。

次に、教育についてですが、新年度4月1日の小学校統合を目前に、教育委員会を中心に、

保護者並びに地区の皆様のご協力をいただき、統合に向けての早急な準備と条件整備を進めているところでございます。今月24日には、岩和田小学校の閉校式を控えておりますことから、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。

また、教育施設を含む公共施設整備に関しましては、先に申し上げましたとおり、御宿小学校校舎及び体育館の耐震補強、改修工事への早急な着手をいたしますとともに、耐震調査補助金制度の活用を初め、各施設への整備計画への検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、中学校改築工事は、前述のとおり先送りとさせていただきますが、体育館の屋根の修繕工事は、新年度中に御宿小学校の耐震工事と同時進行で進めてまいる予定であります。

次に、建設土木施設整備では、県道バイパスの接続路線であります町道0106号線の改良工事を主要継続事業として実施してまいります。

生活に欠かすことのできない道路・交通網の整備と各種工事へは、暮らしやすい生活環境づくりと安全面に配慮した整備を基本に、各種工事への慎重かつ早期着手に努めるとともに、職員でできることはみずから率先して、迅速な対応を心がけてまいります。

また、防災及び犯罪対策面では、近年の大規模化、多様化する自然災害、国際情勢においてはテロや武力攻撃など、万一発生したときの緊急事態に備え、津波ハザードマップの作成や国民保護協議会の設置等により、迅速な情報の伝達、提供の推進、避難計画などの策定に伴い、従来からの自主防災会結成にあわせ、さらなる自主防災力の向上及び防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

一方、昨今の子供をねらった犯罪に対し、保護者を初め、区役員や学校関係者、町職員が協働による防犯パトロールを実施しております。今後も住民と協働のもと、地域社会を住民と一体となって見守る目をはぐくみながら、犯罪の起こらない環境づくりと地域あげての防犯活動推進に努めてまいります。

次に、生活環境の整備につきましては、ビーチクリーナーによる海岸清掃、また町民の皆様にご参加いただいております町民清掃の継続実施により、環境保全対策を実施してまいります。一方で、日常生活において、地球温暖化や大気汚染の防止につながる二酸化炭素排出抑制の啓発に努めるとともに、「もったいないの精神」をモットーに、ごみ減量化対策の一環として、生ごみ処理機等購入助成、資源ごみの回収にあたった団体に対する有価物回収補助金制度を継続し、横ばい推移をたどるごみ排出状況に対し、職員による手づくりの堆肥化についての研究を進めながら、さらなるごみ減量化へと取り組んでまいります。

また、18年度から粗大ごみの個別随時収集実施により、引き続き不法投棄対策を一層強化

してまいります。

続いて、産業振興に関してですが、商工業振興策として、商工会を中心に、町の恒例事業に合わせた参加体験型イベントを開催するなど、その相乗効果をねらい、町の魅力を再発見できるような商工業の取り組みを支援し、行政と民間協働による地域の活性化へとつなげてまいりたいと考えております。

さらに、観光振興においては、この春、千葉県とJRのタイアップによる「ちばデスティネーションキャンペーン」が開催されます。2月から4月にかけての開催期間中は、千葉県に多数の観光客が訪れることが期待されることから、夏季のみならず、通年型観光客活動のため、伊勢海老祭りを初め、地域資源、特産品を活用したさまざまなイベントを開催し、積極的な誘致活動を展開する予定であります。

今後、地域資源や特産などをさらに有効活用するため、各種関係団体との連携と協力体制を強化し、地域の魅力を最大限に引き出せるよう充分検討を重ねた上、イベント等を開催、交流人口増加に努めてまいります。

次に、水産の振興につきましては、千葉ブランド水産物として認定された岩和田漁港のアワビとイセエビをイベント等でアピールし、その効果を観光分野に波及させるとともに、地元特産品を地産地消あるいは直接消費者のもとへ迅速に届けられる体制を関係団体で確立したいと考えます。それにあわせ、アワビ、ヒラメなどの種苗放流事業に関し、効率的資源維持、特産物の安定供給に努めるため、漁協協力のもと、栽培漁業のあり方を検討してまいります。

また、岩和田漁港整備につきましては、今年度から漁村再生交付事業により、継続かつ計画的に進めているところでございます。

農業面に関しましては、中山間地域総合整備事業実行委員会を中心に、増加傾向にある遊休農地改善への検討を重ねる一方で、水田の利活用を初め、担い手の育成等水田農業政策として、地域水田農業のビジョン作成により、安全で安心な農業展開に向け、農業者の皆様とともに考えていきます。

また、イノシシ対策につきましては、農地を保護するため、防護さく補助と猟友会の協力のもと、防護と捕獲を組み合わせた駆除体制を行ってまいります。

以上、平成19年度を迎えるにあたり、町政運営に対する所信の一端と予算の概要を申し上げましたが、日々変化する社会情勢と非常に厳しい財政事情の中で、時代の先行きを憂慮してばかりいては、この危機的な状況を打開することはできません。コスト削減に萎縮することなく、こういうときこそ発想の転換、柔軟性、すなわち従来の考え方にとらわれず、一方の側か

ら見ていたものを反対の方からも眺めてみる、壁にぶつかったら一度振り返ってみる、道は決して1つではなく、見方によって可能性は広がるという意識改革を職員に再度徹底いたします。机上の事務に詰まったら現場に赴き、自分の目で、足で現状をとらえる、そして住民の声に耳を傾ける、こうした小さな第一歩が大きな原動力となることを再認識のもと、議会並びに住民の皆様のご協働により、この厳しい状況を乗り越えてまいりたいと考えております。

先に申し上げました25件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。

#### 会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。9番、白鳥時忠君、10番、小川 征君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から10日間とし、8日から14日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月15日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間とし、8日から14日までは議案審査のため休会とし、最終日は3月15日に決定いたしました。

#### 選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（伊藤博明君） 日程第3、選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

12番、浅野玄航君。

12番(浅野玄航君) 12番、浅野です。おはようございます。

指名推選ということでございますので、本議会の議員であります伊藤博明君、推薦させてい  
ただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議長(伊藤博明君) 本件につきましては、本議会議員である私、伊藤博明を推薦というこ  
とに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、私、伊藤博明が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

よって、ここに当選したことを告知いたします。

どうもありがとうございました。

#### 推薦第1号の上程、採決

議長(伊藤博明君) 日程第4、推薦第1号 御宿町農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会委員は、平成19年3月30日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に  
関する法律第12条第1項第2号及び御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規  
定により2名を推薦するものです。

お諮りいたします。

推薦の方法は、どのようにしたらよろしいですか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

11番、中村俊六郎君。

11番（中村俊六郎君） 指名推選ということですので、私の方から2名の方を推薦したいと思います。

農業委員に、御宿町上布施1594番地、渡辺晴雄氏と、本議会議員であります伊藤博明君を推薦したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） ただいま、農業委員会委員には、御宿町上布施1594番地、渡辺晴雄氏と、私、伊藤博明が指名されました。

お諮りいたします。

農業委員会委員には、御宿町上布施1594番地、渡辺晴雄氏を推薦することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認め、御宿町農業委員会委員に、御宿町上布施1594番地、渡辺晴雄氏を推薦することに決しました。

続きまして、私の件につきましては、議長を副議長と交代させていただきます。

（伊藤博明議長 4番に着席）

副議長（新井 明君） これより私が議長を務めます。4番、伊藤博明君に除斥を求めます。

（伊藤博明君 除斥）

副議長（新井 明君） 農業委員会委員に、本議会議員である、御宿町久保1885番地1、伊藤博明君を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、御宿町農業委員会委員に、御宿町久保1885番地1、伊藤博明君を推薦することに決しました。伊藤博明君の復席を求めます。

（伊藤博明君 4番に着席）

副議長（新井 明君） 伊藤博明君を御宿町業委員会委員として推薦したことを告知します。

（伊藤博明議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

副議長（新井 明君） これで伊藤議長と交代いたします。

（新井 明君 14番に着席）

諮問第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

平成19年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、古澤 弘氏を引き続き同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

古澤 弘氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任とすることで答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

諮問第2号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐藤和己氏が平成19年3月31日をもって辞職されることから、新たに竹内達哉氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

竹内達哉氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

諮問第2号は適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることで答申することに決しました。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、町監査委員としてご活躍いただいております、新井和夫氏が平成19年3月31日までの任期をもって勇退されることから、後任の監査委員に綱島 勝氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

綱島 勝氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

御宿町教育委員会委員、本吉幸子氏が平成19年3月31日をもって任期満了となりますので、再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

平成19年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、岩村 實氏に代わり、浅野祥雄氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりでありますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、3月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員について、田中正一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては資料として添付してありますが、同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 固定資産評価審査委員の選任ということですが、固定資産評価審査委員の職務及び主な活動について、この際説明を受けたいというふうに思います。

また、今日は2名、後にもう1名あるわけですが、年齢等、選任された場合の平均年齢などについても、この際伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務会計課長。

税務会計課長（木原政吉君） ご質問の1点目の、固定資産評価審査委員会の職務についてですが、固定資産税については住民税と違いまして、課税庁が一方的に固定資産評価基準に基づきまして賦課するものでございます。これについて税法上、第三者機関として、課税庁と納税者の中で異議申し立てを受けて、その評価が正しいかどうかを決定して判断するというのが固定資産評価委員の職務でございまして、地方税法の中で定められております。

もう1点、年齢につきましてですが、前回も石井議員からご質問ありましたけれども、御宿町につきましては2月末で高齢化率36.91%となっておりますので、今回第1回目の議案第4号で選任をお願いしています田中氏につきましては現在70歳ですが、やはり単に高齢というだけでなく、その能力も含めて町全体としてお願いしたいということで、判断しております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 1番。

固定資産の評価であります。この間の事務の中で、住民からの異議の申し立て、そういう案件はあったのかなかったのか。件数、そしてその主な内容ですか、差し支えない範囲で。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務会計課長（木原政吉君） 過去の御宿町の審査申し出の状況についてご説明いたしますと、平成9年の評価替えの時点で2件。これについては、土地についての評価の審査申し出がございました。

また、3年後の平成12年、やはり2件の申し出がございました。これについては、御宿町だけでなく全国的な傾向ですが、バブル期に地価が下がり出した後に、まだ評価基準の中の地価についてはそこまで下がっていなかったと、そういう状況の中で申し出がございました。

ただし、地価が下がり始めてそれが固定資産に影響し始めました平成15年、18年については申し出がありません。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、小林美夫氏より、3月末をもって固定資産評価審査委員会委員の職を辞する旨申し出がありましたので、後任の委員として河崎修政氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項及び第4項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、後任の委員の任期は前任者の残任期間となります。同氏の略歴につきましては資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第6号 御宿町基本構想の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第6号 御宿町基本構想の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、御宿町第3次総合計画後期基本計画の作成にあたり、社会情勢や国勢調査の状況を踏まえ、基本構想の想定人口を1万人から8,500人に改めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 御宿町基本構想の変更につきましては、御宿町第3次総合計画後期基本計画の策定にあたり、平成17年までの国勢調査の状況、住民基本台帳登録者の傾向を踏まえ、基本構想の想定人口である1万人を超えることは現実不可能であろうとの判断から、変更することにいたしました。また、新たに想定いたします人口は、平成17年国勢調査人口並びに平成18年4月の住民登録人口を参考にしまして、これをもとに住民基本台帳人口の推移により予測をいたしました。これに後期基本計画であります平成19年度から24年までの6カ年の施策による目標人口を加え、想定人口を8,500人といたしました。

また、想定人口の変更に伴い、世帯数を3,800から3,300世帯といたしております。また、想定人口の変更及び平成17年国勢調査の各産業への就業者の確定に伴い、就業率、就業人口、産業人口の就業率及び各就業者数の見直しをいたしております。

御宿町は、御宿台を初め住宅基盤の整備はほぼ整い、この計画では内側からの魅力づくり、来町者が感じる魅力づくり、町外居住者へのアピール、環境づくりの視点から、各分野において取り組みます。企画財政課に定住化促進に関する担当者を設ける、ホームページを活用した御宿の環境のよさを取り込み、自然豊かで良好な食材をPRし、農村と漁村が一体となった振興事業の確立を図り、例えば中山間事業等で良好な景観の形成などを図り、定住政策としたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 御宿町基本構想の変更ということで、今ご説明を受けましたが、想定人口の減ですね、約1,500人引き下げる提案だということでありますが、今ご説明があったわけですが、国勢調査などから今後の見通しが立たないと、大変厳しいということで、想定人口を引き下げるといようなご説明だったんですよね、今ね。

そもそも、当初からここまで来た中で、その想定人口に至らなかった理由、今後については

今、幾つか人口増の施策について、若干述べられたわけではありますが、どういう理由でこの間、その人口目標が達成できなかったかという理由について伺いたいと思います。

また、基本構想、これやはり全く実現不可能な目標ということではこれはまずいというふうに思うわけではありますが、やはりその目標に向かってどう頑張るのかという意味合いが非常に強いと思うんですね。

一方で、昨今の経済状況の中、特に本町におかれましてはホテル、この間協議会では会社更生法の適用を受けたというようなご説明もありましたし、また、旧来の商店ですね、小売商店などが幾つかシャッターを閉ざしているという、こういう事態があるわけでございます。

そういう中におきましてこうして目標を引き下げるとするのは、やはりマインドの引き下げと申しましょうか、気持ちを、やっぱりだめなのかなという、こういう思いというものが増長していく懸念があるんじゃないかと、私、思うんですね。

そういうものをやはり今日冒頭、町長は所信の一端を述べられたわけではありますが、今後に向かってさまざまな施策や考え方について、今日述べられたというふうに思うんですね。そういうものを実現させていくという中において、非常に現実的な目標の設定だというふうには思うんですけれども、その1,500人を引き下げるといふ、この思いというんですかね、それについて今一度説明を受けたいというふうに思いますし、また、今後について、先ほど述べられた今後の内容については、これまでも議会の中でも議論をされてきた中身であろうというふうに思うわけでもありますし、これまでも執行部、町長を中心にいたしまして、その方向性で頑張ってきた内容であろうと思う。その延長だろうと思うんですね。決して新しい内容ではないというふうに思っております。

としますと、じゃ今後この目標について、これが実現できるのか。また、できればこれを上回る、そういう可能性というのはあるのかないのか。含めまして、この際お聞きしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 今まで達成できない理由としては、やはり社会経済状況の、景気が悪かったことから、特に茂原地域の工業関係の雇用が少なくなったことから、そこへの雇用者、そういう雇用関係が大きく響いているのではないかと分析いたします。

また、人口が低めにとということでもありますけれども、確かに御宿町も、やや商店街などシャッターが見えるような状況でございます。現在、御宿町商工会では、仮称ウェルネス計画ということで千葉県からの支援を受けて、いろいろと町づくりの計画を策定しているところでござ

います。御宿町もこの計画策定には充分なる協力をしまして、御宿町を活性化したいと考えております。

これから8,500人を上回る可能性があるかということでありますけれども、御宿台の住宅環境の整備されたものを、よりPRし、早く御宿台の住宅に住民が張りつくことを、町及び県、並びに西武鉄道ですか、そちらとも協力して、御宿台の良好な環境を見込み、定住化を促進したいと考えています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、10分ほど休憩いたします。

（午前11時01分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、町例規において改正を必要とする関係条例が多岐にわたることから、整備条例として新規に制定しようとするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴いまして、町の例規についても全般にわたり改正が必要となることから、関係条例の整備条例として一括調整し、提案させていただくものでございます。

今回の主な改正点でございますけれども、助役制度を「副町長」に名前を変更する。

2点目といたしまして、特別職である収入役を廃止して、一般職である会計管理者を置くこととされたこと。

さらに、吏員その他の職員区分につきまして、職員という名称で統一をするということでございます。

また、財務に関する制度の見直しといたしまして、信託することのできる財産の範囲が拡大されたこととございます。

また、5点目といたしまして、監査委員定数について条例制定要件がなくなったということとございます。

それでは、条例につきまして説明をさせていただきます。なお、議員協議会において説明させていただいておりますので、概要についての説明をさせていただきます。

第1条から第5条につきましては、条文中に「助役」とあるのを「副町長」に改めるものでございます。なお、第4条中に「第3条を削る」とあるのは、管理職手当を削りまして、一般職給与条例で対応するものでございます。

第5条につきましては、法改正により副町長の定数を1とするものでございます。

第7条につきましては、収入役を置かない条例を廃止いたすものでございます。

第8条につきましては、事務分掌条例の改正でございますが、収入役制度が廃止されたことにより、新たに一般職の中から会計管理者を1名置くということとされたものでございます。あわせまして、一般部局と兼務できない旨の見解が総務省から示されたことによりまして、現在の税務会計課を税務課と会計室の2つに分けるものでございます。

第9条から第10条につきましては、「職員」ということで改めさせていただくものでございます。

第11条につきましては、監査委員条例の改正と、例月出納検査の期日を11日から20日に改

めるものでございます。

第12条につきましては、国債などの有価証券など、信託できる財産の範囲が拡大されたことから、「不動産の受益権」を「財産の受益権」として改めるものでございます。

あわせまして、第13条につきましては水道事業の設置等に関する条例を改正させていただくものでございます。

以降、第14条から第22条までは、自治法の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行いたすものでございます。

第2項といたしまして、この条例の施行の際、現に助役である者の在職期間は副町長の在職期間に通算をするということでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

第1条の、助役を副町長に改めるということですが、副町長と助役との権限、任務、職務規定については変わるのか、変わらないのか。

それとともに、収入役を置かない規定は、後段のところでありますけれども、7条関係ですが、廃止をするということですが、例えばこの副町長につきましては、必置義務なのか、であるのかないのかですね。その辺について説明を受けたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） まず、第1点目の権限の相違ということですが、法令に特別の禁止規定がない限り、自治法第153条第1項によりまして委任できるとされております。ただし、長の固有の権限又は法によって町長自ら執行することを明らかにしている権限については、委任すべきでないとされています。それは、1点目として、議会の招集および解散権、議案の発案権、2点目として、条例、規則の公布及び規則の制定権、3点目として副町長、監査委員その他の主要職員の任命権等などが掲げられております。

次に、必置義務かどうかということですが、これは現在の自治法と変わるところはございません。以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 副町長に関してのちょっと確認、再度確認なんでありますが、ちょっ

と今、説明がよくわからなかったんですけども、例えば町長が欠席した場合、職務代理者を任命するというので、欠席した場合は第1が助役、第2が総務課長でしたかね。決まっているかどうかちょっとよくわかりませんが、そういう形で職務代理者が、例えば議会を招集、執行していくという形だったと思うんですが、職務代理者としての任命でなくていいということなんでしょうか。あらかじめそういう職務を与えるということなんでしょうか。今の説明は、その辺がちょっと不明確であったので、例えば病気などで欠席する場合もあるかと思うんですね、例えばね。そういうこともあると思いますので、その場合の事務、実務はどのようなになるのか、改めてそこを明確に答弁いただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 今、私どもの方で得ている内容ということでございますと、委任すること、できないものについては、先ほど申し上げた議会の招集権、議案の発案権、また議会の解散権、また、条例または規則の公布及び規則の制定権、主要職員の任命権などが、これは本来の町長の所管に属するべきであろうというふうな考えで資料は来ております。

ただ、そのほかのものについては各自治体の判断に任せるというふうな内容のものも来ておりますので、この辺は町長がどこまで委任することができるのか、町長の判断によるものだろうというふうに思っております。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 確認させていただきますけれども、今、総務課長が答弁した内容、要するに委任できる内容については、これは内部規定もしくは要綱などのような、明文化していくと、今後。ということによろしいんでしょうか、実務としては。そこを最後にちょっと。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） これにつきましては、議会の議決事項ではございませんけれども、その委任した旨を告示しなさいというふうに規定されてきておるところでございます。ですから、委任した場合には相応の手續をとって掲示板に告示をしていくと。そのような形になるかと思っております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員挙手。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第14、議案第8号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) 議案第8号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定管理者制度の導入に伴い、これまでそれぞれの条例で対応してきました運動施設の設置及び管理を一元化することにより、より効率的な運用を図るため、新たに御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 田中教育課長。

教育課長(田中とよ子君) それでは、ご説明申し上げます。

御宿町の運動施設に指定管理者制度を導入すること、運動施設の効率的な運用を図ることを目的に、運動施設の関連条例を一本化させていただくものです。

あわせて、御宿町町営運動施設設置及び管理に関する条例、御宿町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例、御宿台運動施設の設置及び管理に関する条例の、3本の条例につきまして廃止をさせていただくものです。

条例案の内容についてご説明いたします。

第1条の目的については、地方自治法の規定に基づきまして運動施設の設置及び管理について必要な事項を定め、住民の体力増進とスポーツ・レクリエーション活動の普及向上を図ることを目的とするものです。

第2条の名称及び位置につきましては、表にありますとおり7施設を明記させていただいております。

第3条の管理については、教育委員会が管理をするものです。

第4条の使用の許可につきましては、あらかじめ教育委員会の許可を受けること、許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる規定を設けております。

第5条の使用の制限につきましては、維持管理上、施設保全に支障があるときは、使用許可をしないことを規定しております。

第6条は、目的外の使用を禁止するものです。

第7条は、使用料についての規定で、使用料の前納と減免することができることを規定しております。

第8条の使用料の還付につきましては、原則使用料を還付はしませんが、やむを得ない理由の場合については還付できることを定めております。

第9条は、使用の許可取り消しについてを定めております。

第10条は、運動施設の設備器具の保全、施設の管理上必要があるときは、使用する関係者に必要な指示をすることができること。

第11条では、原状回復の義務についてと、義務を履行しないときの代行費用につきましては、使用者が負担をしなければならないことを定めております。

第12条は、損害賠償の義務について、施設を使用中に建物、設備器具等を破損したり滅失したりした場合には損害賠償することを定めております。

第13条は、免責についてを定めました。

第14条は、運動施設の管理を指定管理者に行わせることができることを規定しております。

第15条は、指定管理者の業務を定めたものです。

第16条の利用料金につきましては、運動施設を利用するときは利用料金を前納すること、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができることを規定しております。

また、利用料金を指定管理者の収入として周知させること、利用料金の額は、第7条の規定にあります使用料の額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定めることとしております。

第17条の利用料金は、町長の承認を得て定めた基準により、還付する規定を定めました。

第18条は、条例の定めるもののほか、必要な事項については規則で定める旨の規定です。

附則の施行期日ですが、平成19年4月1日から施行しまして、第7条の使用料につきましては、周知期間を必要とすることから、同年7月1日から施行することを定めております。

附則の2につきましては、先ほど申し上げました3本の条例についてを廃止するものです。

3の経過措置といたしまして、指定管理者が運動施設を管理する期間前に使用許可をした場合には、この許可については指定管理者が許可したものと見なすことを規定しております。

条例の施行の際に、運動施設の使用許可を受けている使用料につきましては、平成19年6月30日までの間は従前の使用料とすることを規定しております。

次に、別表の使用料についての説明を申し上げます。

野球場、庭球場、弓道場、御宿台公園テニスは、従前の料金としております。B & G海洋センタープール、体育館につきましては、現在は、町内の居住者については使用料の徴収はしていませんが、今後は受益者負担の観点から、町内居住の使用者の使用負担をお願いするものです。また、その料金設定につきましては、町内、町外、区分をさせていただいております。また、新たにトレーニングルームについてを料金設定いたしました。

御宿パークゴルフガーデンの料金ですが、今まで1回500円という設定をしておりましたが、今回の改正で、1日1,000円ということで料金設定をいたしました。また、今まで回数券で対応しておりましたものを、新たにパスポート、1カ月券を発行してそれに対応するというようにしております。

クラブとボール使用料につきましては、現在、利用者の状況を見ますと、利用者のほとんどが自分のクラブやボールを持参して対応しているということから、貸し出しについて新たに貸出料を負担していただくということで料金改定をしております。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

7条であります。これは使用料を減免することができるというふうにならされているわけでありましてけれども、具体的にはどういった内容になるのでしょうか。要綱などでの定めというものをつくっておられるのかどうかですね。内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、指定管理者の業務という中で16条、利用料金ということで、「3、利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする」というふうにならされているわけでありましてけれども、先般の説明を受けた中でも、この上限があるから、これ、いいか。例えば1,000円であるものが900円だとか800円とかいうのも可能だというふうな説明を受けたわけでありましてけれども、行政から民間に移って金額が減るといふのは、

非常におかしなことだなと思うんですね、単純に。

それと、別表の中で、新たに町内の利用者から利用料金を徴収をするという改定内容というふうに、今伺ったわけでありまして、そうしますと、特にこれに先ほどの減免の規定を含めた中で、どう運営するかということだろうなというふうに思うわけでありまして、例えば身障者の利用について、具体的に言えば、バリアフリーについてはほとんどまだ手がつけられていない状況ではないかなと思うんですね。

それと、新たな料金ということでありまして、そもそもこれは建設時から相当年月がたっておりまして、テニスコートなどもかなり荒れている状況であるということですね。それから野球場につきましても、グラウンド、それから芝生のところも大分穴等もあるようでございますが、そういうことからしますと、本来であれば、非常に民間、官から民へと国は言っているわけでありまして、民間の立場で言えば、例えば、全く違うのかもわかりませんが、アパート等、これ古くなると当然下がっていきますよね。

そんなことを考えますと、これは本来だったら、完全に無料化したっていいんじゃないかというふうにも思うわけでありまして、新たな方ですね、じゃ、料金を新たに徴収するというのならば、そうした面での整備ですね、先ほど言ったバリアフリーを含めて。これは、ここでは予算面の話ではありませんから、条例でありますから、ここでは説明はないというふうに思うわけでありまして、これは、じゃ、今後、少なくとも7月1日以降ですか、新たに猶予期間を設けて徴収を始めるということでの説明であるようでありまして。

そうしますと、やはりその料金に見合ったサービス、利用の状況を含めた改善というものが当然図られなければならないというふうに考えるわけでありまして、これらについてどのように考えておられるのかを、また今後どうされるのかも含めまして、説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） まず、1点目の減免についてということですが、減免につきましては、この条例制定後に教育委員会で規則の制定をすることになっております。その中で、減免の内容についても規定していくということで考えております。

内容については、まだ具体的ではないんですが、減免の対象としましては、町内の小中学生、学習課程とかクラブ活動等で使用する場合には免除をする。また町内の福祉向上、産業文化の振興を目的とした活動に対しては5割、半額にする。町の行事等でいろいろな事業を組んだときには、これについては免除ということ。そのほか、公民館運営審議会等でスポーツ団体

等の承認をしております。そういった団体が使用するときについては半額対応をするといったようなことを、今、その中に盛り込むということで規則の整備を始めているところです。

先ほどお話がありました、障害者の方に対する対応ということではありますが、これについても、現在施設について障害者の方々が使っていただいているのは、グランドゴルフ等をやる際に野球場等を使用しております。そういった中で、公民館運営審議会で承認されたというスポーツ団体とは限らずに、ほかの団体をこの中に含めていくかどうかの検討も含めていきたいと考えております。

それと、16条の指定管理者にした場合の使用料金の額ということで、上限額は、別表に定めたものを上限額として定めることができるという中で、金額が低くなるのはおかしいじゃないかというお話なんですが、指定管理者の企業努力といいますか、指定管理者がその金額の範囲内で対応できるかどうかの中で料金を設定していただけるということで、上限ということで条例の中で定めております。

それと、料金に見合った施設サービス、施設整備ができるかということなんですが、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、今回料金を新たに設定したのは、B & G海洋センターの町内の利用者についてを、新たに料金を徴収させていただくということをお願いしておりますが、バリアフリー等につきましては、当面は人的な、近くにいる人たち、また職員がそういった方々に対応するというので、バリアフリーについては順次計画をしていくことになるかと思えます。すぐに、7月にバリアフリーの対策をするということは、現在のところでは考えておりません。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 1番。

まず、減免の規定でありますけれども、いわゆる町内さまざまな団体等ですね、学校を含めた、それについては減額もしくは半額の対応ということではありますが、それで障害者の関係でありますけれども、県市有施設につきましては、障害者証明書を持っている方については、たしか無料だというふうに思うんですね。それについては、町内施設ではそれが該当しないというのは、その精神を考えますと、私、不適當ではないかというふうに思うんですね。

ご承知のとおり、障害者の社会参画をどう広げていくかというのは、大変難しい課題でもあるわけでありますけれども、しかし、それはやっていかなければならない課題であろうというふうに思うんですね。そういう場合において、こういう公共施設の利用、町施設についてそう

いう規定がないということは、私は片手落ちになると思うんですね。じゃ、これを取って幾らになるかという、そんな大した額ではなくて、要するに全部取ったって、今度新しい料金になるわけですね。幾らでもないというふうに思うわけでありまして。それならば気持ちよく利用していただくと。

それからさっき言った、グランドゴルフが利用の実態であろうと思うわけでありましてけれども、B & G施設その他たくさんあるわけでありましてから、こうしたものも、もっともっと積極的に利用していただける環境をつくるということが、行政としての、私は当然の責務であろうというふうに思うわけでありまして。せっかく新しい規定を設けるということであるわけでありましてから、そのところを充分斟酌されて、規定をつくっていただきたいと思うわけでありまして。

それから、指定管理者での料金のことでありましてけれども、要するに行政というのは、ご承知のとおり、町民の皆様から税金をお預かりして各種運営をしているわけでありまして。その中で、さらにこういう施設について今回新たに利用料を納めていただくということなわけですよ。

それが民間の指定、例えば指定管理者に委任をした場合に、町の料金よりも引き下げることができるということは、おかしいと思いませんか。それが可能だったら、何で我々はできないんですか。何でできないんですか。違うんじゃないですか。それともあれですかね、しかも管理、具体的な管理規定、細かくは書いてありませんけれども、そうした修繕だとか含めまして、どうされるんですか。それは、逆に町が持つから指定管理者だと安くなるということなんですか。なぜ民間に渡して料金が安くなるのかというのは、全然理解できないんですけれどもね。それをどう考えられるのか。

それだったら、行政としてもっと努力すべきじゃありませんか。違うんですか。わかるように説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 料金につままして低くすることができるという、誤解を受けるような言い回しをしたかと思いますが、料金については条例で定めたものの中でのということになります。その中で指定管理者となった者がその金額を、その管理者の中で定めることが……。利用料金につまましては指定管理者が定めることができるというのが、自治法の中できまりがあるんですね。そのきまりの中で、無制限に決めることができるのではなくて、町で定めてある金額の範囲内で定めることができるということですから、決して安くすることができるわけ

でもないし、安くするんであれば……

(発言する者あり)

教育課長(田中とよ子君) すみません、言い回しが悪かったかもしれないです。上限としてということで、その範囲内で協議をして定めることができるということ……

(発言する者あり)

教育課長(田中とよ子君) イコールではないです。ただ、その運営内容によって対応できますよということですから。

それともう1点、障害者の免除というお話ですが、これにつきましては規則の中に組み入れるかどうかを検討していきたいと思います。

議長(伊藤博明君) これより、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(伊藤博明君) それでは、石井議員の答弁をお願いいたします。

田中課長。

教育課長(田中とよ子君) 先ほどは、的確な答弁ができなくて申しわけありませんでした。

先ほど石井議員から言われました第16条の3号につきましては、利用料金の額を定める場合に、上限額を定めたものの中で町と指定管理者が協議して定めるんですということで、3号については規定しております。

先ほどお話がありました指定管理者の件ですが、指定管理者制度の導入をしていくことによりまして、民間のノウハウを活用し、またより行政がやっていた以上の効率的な施設の維持管理とサービスの向上ができるようなことを実現しようということで、今後のサービスの向上を図っていくということをご理解いただきたいと思います。

議長(伊藤博明君) 石井君。

1番(石井芳清君) いずれにしましても、町が引き続き管理運営する場合、また、今般提案がありました指定管理者制度が導入された場合、いずれにいたしましてもサービス低下はさせないということによろしいでしょうか。

議長(伊藤博明君) 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） そのように努力していきます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第 9 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第 9 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の扶養手当、管理職手当等について改正し、あわせて特殊勤務手当の廃止、用語の整理をするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今回提案させていただきます改正案につきましては、特殊勤務手当に係る見直しと、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の勧告を踏まえまして、一般職の職員の給与等に関する条例の改正をお願いをいたすものでございます。

まず、第 4 条第 2 項、第12条、第21条の改正でございますけれども、特殊勤務手当について、国における手当の状況、行政改革を踏まえた県内各市町村の運用状況を総合的に考慮する中で、廃止を考え、所要の改正をするものでございます。

次に、第10条、第21条の 2 の改正でございますが、先に給与改造改革として出された人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に準じまして、扶養手当、管理職手当について改正を行うものでございます。

扶養手当につきましては、少子化対策の推進に配慮するという人事院勧告の趣旨を踏まえまして、3人目以降の子に対する扶養手当の支給月額を5,000円から6,000円に引き上げる改正をするものでございます。

管理職手当につきましては、年功的な給与処遇を改めまして、管理職員の職務、職責を端的に反映できますよう定率から定額化へ改正をするものでございます。なお、金額につきましては、町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例により、現在支給されている金額を考慮して調整をいたしました。

最後に、附則でございますけれども、特殊勤務手当に関する条例の廃止をあわせて行うものでございます。なお、附則といたしまして、この施行期日を19年4月1日とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

21条2項ということで、7級職3万円、ただし7級職相当級については1万4,000円とする。次に、6級職7,000円、ただし、保育所に属する職員は5級職とするというふうにならわれているわけでありましてけれども、このただし書きのところですね。保育所に属する職員は5級職とすると。

それで、級についてであります。本定例会の一般会計予算の説明書類の中に、6級というのは課長補佐、7級は課長ということで級別の標準的な職務内容について記してございます。

なぜこのような文言をここに書かなければならないのかというのが私の質問であります。管理職というのは、何級まであるんですか。その辺のところをご説明願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 最後の保育職の、何級までか。それが質問でよろしいですか。

保育職につきましては5級職を、所長の5級職ということで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 1番。

5級職というのは、先ほどの標準的な職務内容によりますと主査というふうに、文言である

わけでありませけれども、やはりきちんとその職員、また子供たちですね。保育所として運営させていただいているわけでありませから。それから、年齢的なこともあるというふうに思いますが、5級職が最後ということになるわけでしょうかね、これでいきますとね。その辺も含めまして、これにつきましては今後是正をしていくと、必要があると思うんですね。やはり、その職責に見合う賃金、また階段というのが当然必要だろうというふうに思うわけでありませので、今後これについての是正を望みます。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまのご指摘の5級職のことにつきましては、従来からいろいろ意見もいただいているというふうに聞いております。その辺につきましては、今後検討させていただくということで答えさせていただきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、議案第10号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第10号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、御宿町水道企業職員の特殊勤務手当について、作業工程の改善等により著しく特殊な勤務と認め難いものや、勤務の特殊性が薄れている手当につきまして改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表をにて説明をいたします。

右側、第2条第3項、下線部分の特殊勤務手当と第8条の特殊勤務手当の条文を削りまして、第9条を第8条とし、第10条から第20条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

また、附則といたしまして、平成19年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

2条中、3項の特殊勤務手当を削るとあるわけではありますが、本事業会計における、この特殊勤務に該当する事案、また過去においてそのようなものについては、どういう状況があったのかなかったのかについて説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 過去には、浄水場にて水道水の滅菌用に、当時塩素ガスを使用していたというものがございます。現在は次亜塩素酸ナトリウムの液体を直接貯留槽に搬入するために、基本的には人体に直接に対する影響はないものというように考えています。

議長（伊藤博明君） 石井君。

1番（石井芳清君） 1番。

そのときは、この特殊勤務手当が支払われていたということによろしいですか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 昭和63年まで支払われていたということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第17、議案第11号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第11号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要領の改正に伴い、御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明をいたします。

御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例は、重度心身障害者・児童に対し、医療費、入院時食事療養費標準負担額、薬剤負担及び医療証明経費の一部を支給して医療費等の負担を軽減することにより、健康の保持と生活の安定を確保し福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年度から施行しております。県補助金2分の1という制度であります。

障害者自立支援法によりまして、これまでの厚生医療、育成医療、精神障害者通院公費負担の3つの公費負担医療制度を統合し、自立支援医療として平成18年4月から医療費の1割自己負担、入院時の食事の自己負担、一定所得以上の者を公費負担の対象外とするなどの措置がとられたことにより、千葉県では重度心身障害者（児）医療費等の助成事業において制度改正を行うことから、町も条例の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、第1条中、入院時の食事療養費標準負担額、薬剤負担を削ります。これは食事療養費自己負担額、世帯の所得により負担上限額が定められておりますが、一般で1食当たり260円を補助対象外とするものであります。外来の際の薬剤の一部負担への補助につきましては、薬剤負担加算金制度が平成15年4月1日から改正となり、2カ年間の経過措置が終了したことによりまして、今後の発生がないことから削らせていただくものであります。

第3条に、次のただし書きを加える。「ただし、一定所得以上の受給権者は対象外とし、その所得及び世帯単位等の基準については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の自立支援医療の例による」。これは、現行の自立支援医療制度では世帯の町民税所得割合が20万円以上の者を補助対象外とするという所得制限が設けられておりますが、これに準ずるという内容であります。

第4条第1項中、入院時の食事の提供に伴う標準負担額、外来の際の薬剤に係る一部負担額を削る。

第4条第2項中、「結核予防法（昭和26年法律第96条）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に改める。これは、結核予防法が平成19年3月31日で廃止され、結核予防法に規定されておりましたものが平成19年4月1日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に加えられましたことによる改正であります。

附則の1として施行期日ですが、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条のただし書きの規定につきましては、平成19年8月1日から施行するものであります。これは、平成18年分の所得に対する町民税が確定いたしますのが平成19年7月1日であるため、平成19年8月1日以降の医療に対するものとするものであります。

附則の2として、重度心身障害者（児）が障害者自立支援法の高額治療継続者（児）の場合は、平成21年3月31日までの間は、第3条のただし書きは適用しない。これは、高額治療継続者への激変緩和のための経過措置であります。

附則の3として、平成19年3月31日以前に医療の給付がなされたものにつきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上のとおりです。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） 質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

この条例に、今回の変更に関して、全体数と対象外とされる人、この条例が可決されたことによって。それが平成18年度、現在の状況の中でどの程度、また19年度の中でどの程度と見込まれておるのかについて、説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明をいたします。

現在、受給資格者証を201名の方に発行をしております。17年度実績で申し上げますと、年間療養件数は744件ということでございまして、18年度の、今現在の状況で換算しますと、食事負担につきましては月額平均約25万円程度の請求額がございまして、月平均の受給者数は、平均12名前後であります。

また、所得制限につきましては、おおむね障害者1人、それからご夫婦の2人という3人世帯の場合ですと、年収が800万円以上の世帯が対象外となるわけでありまして、この201名の方の中でこれに該当する方は2名いらっしゃいますが、療養については現在のところされておられません。

以上であります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第18、議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体数の増減並びに地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合同規約を改正することについて協議を求められましたので、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する

にあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体数の増減並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、千葉縣市町村総合事務組合規約の改正が必要となりましたので協議いたすものでございます。

改正の主な内容でございますけれども、まず、千葉県後期高齢者医療広域連合から、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償、公平委員会に関する事務について、共同処理の依頼があったことから組織団体を追加すること。

次に、北総西部衛生組合が解散をいたしまして、香取広域市町村圏事務組合と統合することに伴いまして、組織団体数が減少することでございます。

そのほか、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、会計管理者を設置し、「吏員その他の職員」は「職員」に見直されることから、職の設置及び字句の整備を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第19、議案第13号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第13号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い組合規約の一部を改正するため、関係市町と協議するにあたり議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 本案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更するものです。組合の事務所を勝浦市墨名815番地の56に移転するものです。

これは、現在の事務所を勝浦市の事務所として活用するため移転するものです。

なお、現在の事務所及び移転先の事務所は、勝浦市の所有物でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 広域市町村圏の事務組合の事務所の位置の変更ということですが、ただいまの説明だとちょっとわかりにくいところがあると思うんですが、現在の場所はかつてどういうものに利用されていた施設だったのかということですね。

それから、今回規約変更された墨名815番地の56というところは、例えば更地なのか、または建物であって、それに勝浦市の所有というような話がありましたが、どのような利用をされたものか。その辺の説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 現在の事務所は2階建ての事務所で、1階を広域の事務所に使っておりまして、2階を勝浦市の人材バンクで使っておりまして。なお、移転先は2階建ての建物がありまして、南房総広域水道企業団の事務所が現在そこに入っておりまして、4月より広域水道企業団は大多喜町の浄水場の方へ移転ということでございます。それで、移転先のは鉄骨づくりの2階建てのもので、面積は300平方メートルでございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 ( 伊藤博明君 ) 全員挙手。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長 ( 伊藤博明君 ) 日程第20、議案第14号 布施学校組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 ( 井上七郎君 ) 議案第14号 布施学校組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、布施学校組合の規約事項の整備について、布施学校組合規約の一部を改正するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ( 伊藤博明君 ) 田中教育課長。

教育課長 ( 田中とよ子君 ) それではご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴う改正を行うとともに、規約事項の整備が必要な箇所について、あわせて改正をさせていただくものです。

改正の主な内容ですが、助役、収入役制度の廃止に伴い、組合の「助役」を「副管理者」に、「収入役」を「会計管理者」に改めるものです。

選任方法につきましては、従来どおり副管理者が管理者の属する市町外の副市町長を、会計管理者につきましては管理者の属する市町の会計管理者を充てることとしております。

次に、監査委員に関する事項ですが、本組合は地方自治法第292条の規定により、定数につきましては町村の規定を準用することとされておりますことから、その定数を2名とするものです。選任方法及び任期についての改正をするものです。また、経費の分賦区分につきましては、経常経費のみの規定となっておりますが、投資的経費の負担については協議の上で決定

する旨を加えることとともに、法改正等によります適用条項、必要な字句の整理について改正をするものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

4項ですか、会計管理者は管理者の属する市町の会計管理者をもって充てるというふうになつておられますが、これ例えば御宿町が管理者であるとすれば、会計管理者も、例えば御宿町の会計管理者が充たるといふ文言だといふふうにするんですが、これまで収入役がその任を負っていた、自治法の改正によるということではあるわけでありましてけれども、そうしますと、これは先般広域議会でも同様な問題が起きたわけでありまして、議論がございましたが、職員をもって充てるわけでありまして、通常でも、例えば御宿町の会計管理者は、収入役がなくなったもとの、それらの責任を持って会計処理を行っているといふふうにするんですね。かなり多忙であろうといふふうにするわけでありましてけれども、それに加えて布施学校組合の会計管理も預かるといふんですかね、文言というのはなかなか適当な言葉が見つからないわけでありましてけれども、これが可決されたと見なしますと、そういう事務が、要するにプラスされるということですよ。

例えば収入役というようなものは、4月以降文言としてないんでしょうけれども、そういう特別職であれば、これは給与出ないわけでありましてわかりやすいわけでありましてけれども、職員とすると、例えば決算期は多忙を極めて職務をされているといふふうにするわけでありまして、しかも当年度の会計の最終的な調整とでも申しませうか、処理をしていくということでありまして、具体的にその辺のところを、文言としてはこうなんですけれども実例的にどうされていくのか。それについて伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 現行を申し上げますと、御宿町に収入役は設置しておりません。現在、全部会計課長が布施学校組合の事務については兼務をいただいているという状況です。これは来年度以降も同じ形になっていくと考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議長 ( 伊藤博明君 ) 全員挙手。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長 ( 伊藤博明君 ) 日程第21、議案第15号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第3号 ) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 ( 井上七郎君 ) 議案第15号 平成18年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 ( 案 ) 第3号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算 ( 案 ) は、補正額811万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億9,203万7,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、被保険者の資格変更を行ったことに伴い、保険税、医療費の科目更正及び事業確定に伴い調整を行うものです。

なお、本補正予算案につきましては、去る2月21日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ( 伊藤博明君 ) 米本住民水道課長。

住民水道課長 ( 米本清司君 ) それでは、4ページの事項別明細書の歳入から説明をさせていただきます。

国民健康保険税、912万2,000円を追加しまして予算現額を3億7,701万4,000円とさせていただきます。

内訳ですが、一般被保険者分といたしまして、医療給付費分現年課税分が1,009万5,000円の減、介護納付金分の現年課税分が164万円の減、医療給付費分の滞納繰越分が105万2,000円の減でございます。

退職被保険者分といたしまして、医療給付費分現年課税分が2,042万7,000円の増、介護納

付金分が現年課税分として148万2,000円の増でございます。これは一般退職の一般の被保険者、退職被保険者の振り替えを行ったことに伴うもので、医療分で135人、世帯数で89、介護分で約115人、世帯で84人となっております。

国庫支出金、306万2,000円を減額し、予算現額を2億8,539万6,000円とさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

内訳としまして、療養給付費等の負担金が397万2,000円の減、内訳につきましては説明欄のとおりでございます。

高額医療費共同事業負担金9万円の減、財政調整交付金100万円の増、これは法改正に伴う電算システムの修正経費の補助金が確定したことに伴うものです。

療養給付等の交付金が262万5,000円を追加しまして予算現額を1億3,703万8,000円とさせていただきます。

県支出金49万3,000円を減額しまして、予算現額を4,600万6,000円とさせていただきます。

内訳ですが、6ページをお願いいたします。

高額医療費共同事業負担金9万円の減、県財政調整交付金40万3,000円の減、共同事業交付金785万6,000円を減額しまして、予算現額を5,734万3,000円とさせていただきます。

内訳につきましては、保険財政共同安定化事業交付金でございます。これにつきましては法改正により新設されたもので、30万円以上の医療費に対し、国保連合会より交付されるものでございます。

繰入金440万4,000円を減額しまして、予算現額を5,216万9,000円とさせていただきます。

内訳ですが、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が48万3,000円の減、保険者支援分が6万4,000円の減ということでございます。

7ページをお願いいたします。

職員給与費等の繰入金が102万4,000円の減、出産育児一時金繰入金が316万7,000円の増、財政調整基金繰入金が600万円の減でございます。なお、基金につきましては決算見込みから、平成18年度は繰り越すことなく財政運用することが見込める予定でございます。

繰越金、その他繰越金、1,218万6,000円を追加しまして、予算現額を3,646万6,000円とさせていただきます。

次に8ページ、歳出についてご説明いたします。

総務費5万7,000円を減額し、予算現額を1,411万6,000円とさせていただきます。

内訳ですが、一般管理費が1,000円の増、説明欄のとおりでございます。運営協議会費5万8,000円の減、協議会関係の事業が確定したことによる減額でございます。

保険給付費1,140万3,000円を追加しまして、予算現額を6億5,389万4,000円とさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

一般被保険者療養給付費が2,000万円の減、退職被保険者等の療養給付費が3,000万円の増、一般被保険者療養費が86万8,000円の増、退職被保険者等の療養費が38万5,000円の増、審査支払手数料が10万円の減、出産育児一時金が25万円の増の、一件相当分でございます。

老人保健拠出金、10ページをお願いいたします。

介護納付金については、国庫支出金確定による財源更正でございます。

共同事業拠出金333万6,000円を減額しまして、予算現額を7,104万8,000円とさせていただきます。

内訳としまして、高額医療費拠出金が36万2,000円の減、保険財政共同安定化事業拠出金が297万4,000円の減です。

保健事業費としまして、疾病予防費10万8,000円を追加しまして、予算現額を150万8,000円とさせていただきます。

内容については、予算執行約99%となっておりますが、今年度の利用届けが3件提出されています。今年度の給付金額は平均で3万6,000円程度となっていることから、10万8,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入の方であります。7ページ、財政調整基金、これは繰り入れをしないということで、運用されるということでもありますね。それから繰越金ということでもあります。3,646万5,000円ということでもあります。そうしますと、今年度末の基金残高、それから繰越金、それが新年度における財政運用の基準と申しましょうか、手持ちの財源になるというふうに思うわけですが、いかほどになるのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 繰越金につきましては、約3,500万円程度です。あと基金に

つきましては、2,000万円程度があります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第16号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第22、議案第16号 平成18年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第16号 平成18年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ15万円を減額し、補正後の予算総額を10億6,531万5,000円とさせていただきます。

補正内容につきましては、平成18年度決算見込みから歳入の各法定金額の調整を行い、また、歳出においては、審査支払手数料の減額を行うものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 補正内容につきましては、平成18年度決算見込みから歳入の各法定金額の調整を行い、また歳出においては審査支払手数料の減額を行うものです。

補正の詳細、当初見込み医療費の内訳より2、3割負担者の医療費が下回りまして、1割負担者の医療費が上回ったことから各負担金及び交付金の調整を行うものです。

それでは、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

まず、支払基金交付金1,040万8,000円の減。

内訳としまして、医療費交付金1,025万8,000円の減、審査支払手数料15万円の減。

国庫支出金、医療費負担金684万円の増。

県支出金、県負担金170万9,000円の増。

繰入金、一般会計繰入金170万9,000円の増。

次に歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

医療諸費15万円の減、内訳として医療給付費、これにつきましては財源更正でございます。

審査支払手数料15万円の減、これにつきましては、レセプトの審査件数が当初見込んだ件数より下回ることが予想されることから減額をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後2時まで休憩いたします。

（午後 1時46分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

議案第17号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第23、議案第17号 平成18年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第17号 平成18年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第

2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算(案)は、補正額76万1,000円を増額し、予算総額、歳入歳出それぞれ5億3,408万1,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、平成18年度から始まりました地域支援事業の特定高齢者事業が、対象者がいなかったため事業実施できなかったことによる歳入歳出の減額、また介護保険料の余剰額を介護給付費準備基金に積み立てをお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) それでは、ご説明を申し上げます。

3ページの事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入ですが、分担金負担金59万円の減額は、介護予防事業負担金で、平成18年度からの新規事業として特定高齢者事業の参加者負担金を予算計上いたしておりましたが、各種事業の対象者である特定高齢者が抽出されなかったため、事業が実施できませんでした。このため全額を減額とさせていただくものであります。

特定高齢者につきましては、基本健康診査時に基本チェックリスト25項目により抽出をいたしました。御宿町は該当者がありませんでした。全国的にも抽出ができない状況で、厚生労働省ではこの状況を踏まえ、抽出方法などについて再検討し、19年度に向けては新たな抽出基準が示されることになっております。

次の支払基金交付金155万5,000円の減額は、第2号被保険者の保険料で、保険給付費の31%分で内示通知がございましたので、減額させていただくものであります。

繰入金914万9,000円の減額につきましては、その他一般会計繰入金12万2,000円の減額は、一般会計からの事務費に対する繰入金で、人件費に不用額が生じたことによる減額であります。

4ページの基金繰入金902万7,000円の減額につきましては、繰越金の確定に伴う財源更正で、減額とさせていただくものです。

繰越金1,205万5,000円を増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入の補正額76万1,000円を増額し、歳入総額を5億3,408万1,000円とさせていただくものであります。

次に、5ページの歳出ですが、総務費の総務管理費12万2,000円の減額は、職員手当、共済費に不用額が生じることから減額をさせていただくものであります。

保険給付費につきましては、歳入でご説明いたしました、支払基金交付金の減額及び繰越金の確定による財源更正です。

次に、地域支援事業、6ページの介護予防事業45万4,000円の減額は、歳入でもご説明申し上げましたが、特定高齢者事業として実施を予定しました事業が、対象者がいないため実施できなかったことによる事業費の減額と、備品購入費は地域支援事業用の書庫の購入費、負担金補助及び交付金は研修会不参加による不用額の減額であります。

包括的支援事業・任意事業費4万9,000円は、備品購入費で、書庫の購入費用であります。

諸支出金5,000円は、償還金利子及び割引料で、第1号被保険者の保険料還付金に不足が生じることから増額させていただくものであります。

7ページの基金積立金128万3,000円は、平成17年度の繰越金が確定し、保険給付費等への充分分保険料に余剰金が生じることから、介護給付費準備基金に積み立てをするものであります。

以上、歳出の補正額76万1,000円を追加し、歳出総額を5億3,408万1,000円とさせていただくものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

介護保険事業の最終補正ということですが、今説明をいただきましたところ、介護予防事業においては、該当者がなくて全額マイナス補正をされるということですが、そもそもこの介護予防事業につきましては、今般の改正の目玉という位置づけの中で、国民にいわゆる説明があったというような経過があったというふうに思うんですね。

そうしますと、たしか包括支援センターにおきましては、新年度において設置をされるというような、これまで説明をいただいていたというふうに思うわけですが、もう一度、なぜ抽出できなかったと。御宿町の担当者として、その辺の問題点についてはどのように感じておられるのか。それについて、今後、国の方は新たな方法を考えるというようなことであるわけですが、町として、どのようなところを問題点として実感しておられるのか。その辺について説明を受けたいというふうに思います。

また、新年度においての包括支援センターにおいて、通常のいわゆる福祉、町単独での福祉事業って当然継続してやられていかれるというお話もあったわけですが、それとこれら

は、今年の、18年度の当初予算の説明の中では、この予防事業にプラスしてそういうものをするというような説明だったと思うんですね。ところが、それそのものがないということだったわけでありますから、そこら辺を含めまして新たなやつ、と言ってもすぐ4月1日、もう1カ月ないわけでありますから、またそれは当面示されてこないだろうと、事務的にね、思うわけです。

そうしますと、そうした本来的に言えばそういう生活改善含めた介護予防ですよ。本来的には介護予防、町として新年度どうしていくのかということを含めて、説明をいただきたいと思います。

それから、歳出の方であります、6ページの介護予防事業費、それから包括的支援事業・任意事業ということで、備品購入ということで全く同じ金額で、全く同じ物を購入する説明があったわけでありますが、これはちょっと場所が違うのかもわかりませんが、同じ場所であれば、これらが必要とする……何というんですかね、容積と申しましょうか。要するに、2つ買うなら1つで、同じ面積で長く入れれば、多分2つ買うより素人目に見て安く買えるんじゃないかなと、単純に思うんですね。予算上どうかというのはあるかも知れませんが、ただ、予算の種別が違うから同じような物を2つ買うというのは、一般的に帳面から見て、非常にわかりづらい予算の作り方だなと思うんですね。

その辺のところは、実務的にも全く場所が違うからどうしても2つ必要なのか、含めて説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） なぜ抽出ができなかったのかということについて。町としては健康診査のときにチェックリストということで、例えば嚔下、飲み込むことができるのか、また、歩行ができるのかとか、そういった25項目の調査をして、その中の何十項目、例えば10項目が該当すると、特定高齢者として介護予防事業につなげていくというような流れであったわけでありますが、そもそも健康診査にいらっしゃるような方については、特定高齢者に該当するような方がいらっしゃらないということがわかったわけであります。

国もこれにつきましては、この反省点を踏まえて作業に入っているということでありまして、町としましては、今、社会福祉協議会で老人介護等の活動がございますので、その中で特定高齢者の抽出、このチェックリストを使って対象者がいないかどうかという、そういう委託をしたところであります。事務内容につきましては、この基本健康診査とあわせて社協の方の委託を重ねてやるようにして、それで実施をしていきたいというふうに考えています。

また、特定高齢者施策ができなかったということにつきましては、一般高齢者施策としましては、全く同じメニューのものを実施しております。ですから、介護予防事業としては機能を果たしているのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、備品購入費が2つの項目に分かれておるのは何でということですが、これ財源の手当の関係でありまして、一般高齢者用と特定高齢者用ということで、個人情報の管理をするために2本のロッカーを今回、包括支援センターが立ち上がる準備として購入させていただくものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

予防事業であります、18年度の当初のときにもお話しさせていただきましたけれども、そもそもそういうことで解決すること自体が、私は問題ではなかったのかと。やはり一般高齢者すべて該当した中で、やはり生き生きと元気に暮らせる、そういう町づくりが本来必要ではなかったのかということをお願いさせていただきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第18号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第24、議案第18号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第18号 平成18年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億140万8,000円を追加し、補正後の

予算総額を28億8,717万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入については、町税の増額及び観光施設関係の使用料の減額、道路改良事業等の町債の借入額の変更です。歳出については、扶助費の減額及び道路整備など県事業に対する負担金、財政調整基金や学校建設基金への積立金です。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 補正予算第6号の内容について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費について説明いたします。

介護保険システム改修事業252万円は、医療保険制度改革対応システム改修の詳細が定まらないための繰り越しです。

漁港整備事業2,155万8,000円は、工事内容に変更が生じたための繰り越しです。

公共土木施設災害復旧事業2,084万3,000円は、河川等の工事が多く、水田の耕作時期にあたり施工が遅れるための繰り越しでございます。

次、第3表の地方債の補正について説明いたします。

地方債の補正については、事業費が確定したための減額の補正でございます。

次、8ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書について説明いたします。

町税271万2,000円増額は、法人税500万円の増額、町たばこ税276万円の減額が主なものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

ゴルフ場利用税交付金46万5,000円は、12月交付分までの収入実績による額でございます。

次に、地方交付税4,892万5,000円の増額は、普通交付税の増額でございます。

一番下の使用料及び手数料、497万1,000円の減額です。

次、10ページをお願いいたします。

その1、商工手数料270万8,000円の減は、記念館、町営プールの天候不良による入り込みの減、駐車場使用料の増は実績によるものでございます。

土木使用料の36万2,000円の減は、町営住宅入居者の年度途中の退去によるものでございます。

手数料の190万1,000円の減額は、戸籍住民台帳の閲覧方法の改正による閲覧件数の減と、清掃手数料については粗大ごみの持ち込みの減によるものでございます。

11ページ、国庫支出金437万円の減は民生費国庫負担金と、12ページの衛生費国庫負担金については、決算見込みによるものでございます。

次に、12ページの国庫補助金の災害復旧費国庫負担金は、事業費執行による事業費減によるものです。

国庫補助金の心身障害者福祉費補助金、清掃費補助金は、決算見込みによるものでございます。

農地農業用施設災害復旧費補助金については、補助金の一部が19年度に割り当てとなったための減額です。

教育費補助金については、御宿小学校の耐震診断事業が補助対象となったための計上でございます。

次、13ページの県支出金284万5,000円の増額は、各種事業の決算見込み額によるものでございます。

次、15ページをお願いします。

15ページの上段、元気な市町村づくり総合補助金350万円は、出産育児祝い金事業と観光関係事業に県事業が採択されたものでございます。

財産収入168万2,000円の減額は、町有地売り払い予定が1件、契約まで至らなかったための減額でございます。

繰越金5,724万2,000円をもって収支の均衡を図りました。

諸収入262万8,000円の増額は16ページで説明いたします。

記念館やプール等の売り上げの減と、地域づくり支援事業として伊勢海老祭りやお魚ウィークスの事業が対象となり108万円と、ごみのリサイクルによる有価物の売り払いとして190万4,000円の増額を計上いたしました。

町債については、事業費確定による150万円の減額でございます。

歳出について、18ページより説明いたします。

各款の給料から共済費の人件費は、決算見込みによる調整のものでございます。

議会費41万5,000円は、費用弁償の条例改正による減と、印刷製本費の減でございます。

総務費9,767万円の増額は、年度末事業の決算見込みによる調整でございます。

19ページ、財産管理費の公有財産購入は、予定より低価格で契約できたための減額ござ

います。

20ページをお願いいたします。

財政調整基金5,000万円は、後年度への財政運営を配慮しての基金積立をいたします。

減債基金5,000万円は、平成23年度に町債費がピークを迎えるため積み立てを行い、財政の安定を期します。

次、21ページ、民生費は330万円の減額でございます。

22ページで説明いたします。

最上段の繰出金159万6,000円増額は、国民健康保険特別会計事業費精算見込みによる繰出金です。

老人福祉費の委託料141万2,000円増額は、保険者医療費通知事務委託として165万6,000円を増額し、ほかは精算見込みによる減額でございます。

23ページをお願いいたします。

心身障害者福祉費及び児童福祉費については、事業費精算見込みによる減額でございます。

衛生費470万4,000円の減額。これについては、保健衛生費は事業費精算見込みによる減額でございます。

25ページ、清掃費の負担金補助及び交付金は、小型合併浄化槽、当初見込み24基であったものが、実績により20基となったための減額でございます。

農林水産業費は24万4,000円の増でございます。

その主な内容について、26ページで説明いたします。

漁港整備費で、委託料268万2,000円を減額して工事請負費に充当し、事業費調整をいたしました。

商工費155万4,000円減額は、事業費の精算見込みによる減でございます。

27ページ、土木費600万円の増額は、道路新設改良費の負担金補助及び交付金で、千葉県県土整備部の事業費の町分相当額の負担金、633万4,000円です。

28ページの教育費1,314万3,000円の増額は、次の29ページで説明いたします。

事務局費として、積立金2,000万円は、御宿中学校の改築事業の基金として積み立てを行います。

負担金及び交付金については、岩和田小学校の廃校に伴い、岩和田小学校に記念碑を建立するにあたり、岩和田小学校記念碑建立実行委員会より補助金の要望があったため、70万円を計上いたしました。

学校建設費の委託料240万円の減額は、屋内運動場設計業務の入札による執行残を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

社会教育総務費の負担金補助及び交付金74万円の減額は、海と山の子交流事業の事業会計の17年度繰越金を18年度へ充当して運用したための減額でございます。

保健体育費の賃金170万円の減額は、当初3人体制で計上いたしましたが、職員の途中採用のため減額となったものでございます。

次に、31ページの中段でございますけれども、災害復旧費268万円の減額は、入札執行による事業費確定のための減額でございます。

31ページ、公債費300万円の減額は、本年度借り入れ分を年度末に執行したことによる利子の減額でございます。

以上、歳入歳出ともに1億140万8,000円を追加し、補正後の予算総額を28億8,717万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 浅野です。

何点か、ちょっと目についたところをご説明いただきたいと思います。

8ページ、歳入の方ですけれども、6番の、町税の入湯税、これ60万円の当初予算に対して50万円。もうこれかなり決算ベースに近い数字が、この時期だと出ていると思いますので、この辺、内容についてどんな内容なのかなと。これ大事な増額だと思いますので、ご説明いただければと思います。こういう原因じゃないかなということがわかりましたら、お願いします。

10ページです。商工使用料、月の沙漠記念館使用料219万7,000円の減額、プールの使用料134万6,000円の減額、駐車場使用料83万5,000円の増額。これは、先ほど実績ベースですというお話がございました。月の沙漠記念館使用料、これ入館料でございます。219万7,000円と申しますと、何人分ぐらいになるだろうかというところ、非常に興味深いところでございます。

さらに、これ全部実績という形で片づけていいものだろうか。車はたくさん来た、天気が悪かったから海には入らなかった、プールはどうなのか。じゃ、せっかく来たんだから月の沙漠記念館へという魅力はないのか。その辺のリンク、これ充分検証する必要があると思いますので、その辺、どのようにとらえていらっしゃるのか、ひとつお伺いいたします。

次にいきます。16ページ、先ほど有価物売払い料金、ごみリサイクルの、これは売り上げだというお話がございましたけれども、この辺非常に貴重なデータだと思いますので、来年度予算と言ってしまうのがないですけれども、実際の行政を進めるにあたりまして、これらのことについては充分来年度についても生かしていただきたいなと。これ、要望です。これは質問ではございません。

最後に、30ページの体育施設費の中で、臨時職員賃金マイナス170万円というのが、ちょっと私、目についたんですけれども、職員の途中採用による減額措置ですというご説明がございました。この辺についても、ちょっと詳しくご説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務会計課長（木原政吉君） 8ページの入湯税、予算60万円に対して50万円の補正ということで、これにつきましては、御宿町には従来1件特別徴収義務者がございまして、昨年7月20日に元湯さんというところなんですけれども、特別徴収の対象になりました。7月20日から入湯税を取りますので、その分が見込める額を補正したということでございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、月の沙漠記念館の使用料についてご説明します。

219万7,000円の減額ということで、人数にして約1,720人ほど……

（「大きく」と呼ぶ者あり）

産業観光課長（藤原 勇君） 人数につきましては約1,720人ほど減ということですが、これにつきましては、まず予算の組み方ですが、過去3年間の平均値をもって予算計上している関係もございまして、数年来、月の沙漠記念館については毎年入館者数が減っている状況がございまして、そういうこともございまして、大きな数字の開きが出てきたのではと考えています。

また、各月ごとの入館者数及び入館料を考えると、特に4月及び12月に、前年度比として約40から50%程度低くなった関係が、やはり大きな影響があったものと考えています。また1月、2月につきましては、前年度比にして101%程度増えておりますので、なかなか状況についてはつかめないと考えております。

町営プールの入館料134万6,000円につきましては、今年、駐車場については前年度より多くの駐車がありました。天候の関係がございまして町営プールについては前年度よりも大きく下回ったものと考えております。また、駐車場料金についての83万5,000円増につきましては、浜中央の駐車場は7月は前年度より下がったんですが、8月は少し増えたんですが、今回

の大きな増えた要因は、伊勢海老祭りの関係で約500人程度の増ということでありましたので、全体として83万5,000円増となったと考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 30ページの臨時職員の170万円の減額ですが、B & Gの臨時職員として3名、昨年度までは勤務していました。18年度に入りまして途中で2名やめた関係がありまして、その対応としては、必要な事業のときに、パート勤務としてお願いして1名ついでいただいたんですが、常勤として9月から勤務1名採用した関係から、減額が発生しております。また、プールの臨時職員を予定しておりました中で、武大生が研修の一部としてボランティア的に勤務していただいたという経緯から減額になった経緯があります。

議長（伊藤博明君） 浅野君。

12番（浅野玄航君） 説明、よくわかりました。

やはり、御宿にとって観光というのは、ある意味で生命線だと思うんです。ですから、これ毎回のデータが出るというのは非常に大事で必要だと思うんですが、それをいかに検証するか。「こうでしたから、この数字でした」は、それはわかるんです。わかるんですけれども、それに基づいて検証して、次の年にどうやって生かすか。それがないと、生命線である観光もどんどん落ちていっちゃう。

せっかくこういう貴重な数字が出ているんですから、早急にこれを検証して、じゃどうしていこう、どことどうやってタイアップしていこう、商工会どうなんだ、観光協会どうなんだ、それでなければ知恵じゃないと言わせていただいて、私の質問を終わります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入面であります、8ページ、法人税ということで、現年課税分ということで500万円の補正ということですが、いろいろ不景気な話が多い中で、新たに増税となる、増税というか税を納めていただく状況があるというのは、一つは明るいニュースであるのかなというふうに思うわけですが、差し支えなければ、どういう業種なのかについて説明をいただきたいと思います。

それから、たばこ税でありますけれども、276万円の減額措置ということですが、これはたばこもいろいろ種別があるかと思いますが、また、この主な要因、特に最近では、公共

施設についてはほとんど喫煙ができなくなっているというのもあるかと思いますが、それらについてどのように分析をされているのか。種別とともにご紹介いただければと思います。

それから、10ページであります。土木使用料ということで岩和田団地及び矢田団地が減額されているわけでありまして。入居者の入れかえというようなご説明があったわけでありまして、当然、新しい入居者を迎えるときには一定の整備が必要なものというふうに理解しているわけでありましてけれども、そういう、例えば入れかえがあった場合に、担当とするとどういう対応をとっているのか。今日は富士浦団地はプラスということでのご説明を伺っておりますけれども、富士浦団地が新しいんですね。岩和田と矢田団地は大変古いという状況の中で、大変長い間の入居者の入れかえとなりますと、いろんな状況が想定されるというふうに一般的には思いますので、やはり最低限度の文化的な生活を送れる状況というのは、公共的な住宅として最低必要な内容であるというふうに思いますので、どういう対応をとっておられるのかですね。

また、その期間をどの程度と、平均的に見積もっておるといふのか。空き室ですよ。その両方について説明を受けたいというふうに思います。

それから、16ページでありますけれども、雑入であります。特定農地貸付手数料ということで、これ4万円の補正でありますけれども、この事業内容ですね。それから、その事業の評価、今後についてですね。伺いたいというふうに思います。とりあえず、歳入面をまず。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務会計課長（木原政吉君） 8ページの、まず法人税については、法人税額が大幅に伸びた企業が数社あったためでありまして、業種については金融業とその他ということでご了解いただきたいと思います。

町たばこ税の減額について、これにつきましては7月に増税がございまして、通常のたばこ270円が300円に上がりました。10月末現在で前年度比較しますとかなり減ってございまして、通常の300円のたばこが、対前年同月と比較しまして11.4%減。旧三級品といいますか、例えばエコーとかゴールデンバット、普通のたばこより安いたばこなんですが、それが15.3%減ということになっております。

理由としましては、議員おっしゃったように健康増進法で吸う場所が限られたということもございまして、健康志向で減ったと、また増税でやめたという方もいらっしゃるというふうに考えています。

たばこ税については、今後もやっぱりこれ、増えないんじゃないかというような認識であります。

以上です。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 私の方からは土木の方の、土木使用料ということで、減額内容あるいはその間の改修に関するというようなお話ですが、これにつきましては、たしかに一度入ると長い間入居されるということで、その方が出るときには、非常に家の中等、あるいは本来大家がやるべきような部分で改修部分が出てくるというようなことで、今回これに影響している住宅は、岩和田住宅で2室、矢田で3室ということで、これに要する期間は大体、計上してございません。状況によっては補正対応というようなことで、ほぼ3カ月から4カ月を要して補修をし、次の方の募集をかけ、次の方にお貸ししているというような処置をしてございます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、特定農地貸付手数料についてご説明いたします。

この事業につきましては、昨年から、農業者以外の方に農業について少しでも理解していただきたいということで、遊休農地の解消の一環として事業を行っております。

その内容につきましては、農地を農業者から借りまして、1区画50平米ということで、昨年から始め、現在25区画用意しておりまして、そのうち5区画が新たに申し込みがあった関係で、1区画8,000円ですので、4万円ということで今回予算計上させていただきました。

また昨年、1月ですか、関東農政局の「水とみどりの美の里づくり懇談会」が本庁において開催されまして、この事業に関連してこの地区を専門家等が視察し非常に管理が行き届いているということで管理されている方を農家の方が野菜の作り方を教えていただいているんですが、借主と借り入れとのコミュニケーションがうまくいって、非常にきれいに管理されてる評価を受けています。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

実谷でしたよね、たしかね。特定農地貸付事業でありますけれども。私も見させていただきましたけれども、大変立派な野菜がとれておりますし、そこを貸し付けておられる農家の方も、御宿の方とか、ほとんど初めて農作業をやられた方が多いんだらうなと思うんですけれども、一つ一つ、わからないことがあればその場で聞いてということで、非常に貸し付けられた方も誇りと申しましょうか、生きがいにもなっている状況もありますし、また貸し付けを受けられた方も大変喜んで、生き生きと農作物をつくっているという状況がありますので、ぜひこの辺

のところは、まだいろいろな遊休農地、大変多いと思うんですね。今日も所信の中で、中山間事業を含めましてというような、中では位置づけ、町長述べられておったと思うんですけども、やはり非常にいい結果が出ているというように私は思いますので、ぜひ今後もこういうものを町としても、場所も広げていくし、そういうものを育成していただければというふうに思います。

あと、歳出の方でお伺いをいたします。

20ページで財政調整基金積立金とあるわけでありましてけれども、それとどんなその中身で、学校の方でもたしかあるわけでありましてけれども、これは全く別なんでしょうか。それとも将来一括として、具体的には、直近では延期された中学校の体育館建設事業というものが想定されるわけでありましてけれども、そういうものにしていくのでしょうか。それとも学校の、要するに特定金ですか、特定金だけが充当していくというふうに考えるのか。とりあえず財調の方に入れておいて、その間運用ができるという中で、また戻すのかも含めて、ちょっとその辺の財政運用について、今後について伺いたいというふうに思います。

それから、24ページであります、乳幼児医療対策事業について伺います。

これ今後、県サイドの方も就学前までということで作業が進められているという旨聞いておりますけれども、ぜひ、町長が先ほど、言葉の裏だというふうに思うわけでありましてけれども、そういう働くお父さんお母さんを積極的に受け入れるという中で、町としても積極的な対応をとっていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、それについての今後のの方針について伺いたいというふうに思います。

それから、26ページであります、イノシシ被害防止対策ということで、これは最終的に減額ということになっているわけでありましてけれども、これはご承知のとおりイノシシ、大変被害がまだまだ多いというのが実態で、農家のみならず、例えば御宿台につきましても公園等がイノシシ被害に遭う、また夜間や早朝などについても、散策をしているときにイノシシに出会うということで、それは安全面での問題も含めて、大変いろんな問題が起きているわけでありましてけれども、この1年間やってこられた中での実績ですね。幾つか、このイノシシ被害については施策を何種類か打っていると思うんですね。その内容と今後について伺いたいというふうに思います。

それから、漁港整備ということで、工事が同ページにあるわけですがけれども、具体的な工事内容について伺いたいと思います。

それから、27ページでありますけれども、道路新設改良費ということで、これは県事業負

担金だというご説明があったわけでありましてけれども、これは具体的にどういう事業と申しましょうか、場所ですね。それから、それぞれの金額が、1カ所なのかちょっとわからないんですけれども、複数あればその場所、事業内容についてですね。それとその事業の見通しについて説明を受けたいというふうに思います。

それから、29ページであります。岩和田小学校記念碑建立と、また耐震調査等の補正が載っているわけでありましてけれども、今日もお話があったわけでありましてけれども、4月1日から統合に向けまして、これは先般教育民生の方でも視察、秋口にさせていただいて、また委員会といたしましても、特段の整備を図ってほしいということで町長あてに意見書も申し上げさせていただいた、また一般質問でも触れさせていただいたわけでありましてけれども、たしか300万円程度の補修経費が触れておったかと思いますが、最終的な補正というものはこの中に載っておらないので、多分予算の範囲の中での執行であるというふうに思うわけでありましてけれども、その受け入れ準備ですね。特に施設面についてでありますけれども、どういう整備がこの間にされたのか。準備状況などについてお話を伺いたいと思います。

それと実際、先般、再度教育民生常任委員会で視察をさせていただいたわけでありましてけれども、非常に先生方、それから教育委員会も含めて、ご努力をされたということですね。本当に心のこもった整備がされたというふうに、非常に実感しております。やっぱりそういうものは以心伝心ということで、必ず子供たちの気持ちに伝わっていくのじゃないかなというふうに思いますし、ここは五倫覺の精神を仮に言うならば、やはりそうした精神が宿っているなということ、2度目の視察の中で実感してきたところではありますけれども、この間の整備状況、また受け入れ状況について、定例会でもありますので、状況について説明を受けたいというふうに思います。

それから、31ページ、学校給食費であります。これ今全国的に未払いの問題が大変大きくなっております。これについては経済状況もあろうかと思いますが、もう一方で、やっぱりこの食育、知事も食育を推進されているというようなお話も聞いておりますけれども、やはり安全で、しかもおいしい給食と、心のこもった給食というものが非常に大事であろうというふうに思うんですね。そういう中で、例えば、じゃ、本校の残菜ですね……給食費の、まずちょっと細かな実態についての報告をいただきたいと思います。

それから、残菜についてはどうなっているのか。また、そういう給食について、給食を賄っている方とともに教育委員会としても相談を、栄養士も含めて相談にのっていただきながら、献立などもやっていただいているというふうに思うわけでありましてけれども、特に注意されて

いることがあったらご紹介をいただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 20ページの財政調整基金積立でございますけれども、これは、今後の財政運営の弾力化をも含めまして財調へ積み立てしたわけでございます。また、特別目的基金への、例えば学校建設基金ですか、それらへの運用も配慮して財調へ多く積み立てたということでございます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 乳幼児医療の今後の見通しということでご質問いただきましたけれども、ご質問にありましたように、県ではこれまで3歳未満児の入院通院というものを、平成19年10月から4歳未満児ということで、1歳引き上げて助成をする方針でいるという文書が、2月1日付の文書で通知をされたところであります。町でも、新年度予算には間に合いませんでしたが、これに向けて検討をするということであります。特に平成15年、16年で実施しました次世代育成支援行動計画策定時のアンケート調査でも、経済面の支援を一番望まれるということもございますので、厳しい財政状況ではあります、できるだけ早い時期に対応したいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、イノシシ被害防止対策補助についてのご説明をいたします。

これ実績なんですが、昨年、17年度から電気さくと物理さくの事業を行いまして、今年度はカリに、電気さくにつきましては約1万1,770メートル、件数にして66件、物理さくについては1,134メートルで、件数にして11件ということです。また、イノシシの捕獲全体として83頭ほど3月現在で捕獲があったということです。

また、漁港整備の項目なんですが、岩和田漁港の南防波堤の赤灯のところは昨年つくりましたテトラポットを据える事業でございます。また、そのうち300千円については、御宿漁港駐車場が陥没しまして、その撤去作業費でございます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 道路改良の方の負担金ということで、633万4,000円についての場所は3カ所。まず1カ所は、ご存知のとおり若潮高校前の、現在拡張工事をやっております。

ます、その道路改良工事分2,200万円に対する負担金でございます。

道路改良もう1カ所は、御宿台から七本に出るところで、今現在御宿町が改良工事を行っておりますが、ここから浄水場側に県道と接続する部分、それに対する県の用地買収を現在進めております。それについて、1,300万円ということで、これら道路改良工事については、6分の1の町負担ということで、この分について580万円の負担となります。

それからもう1カ所、同じく、今ご説明しました用地買収をやっている近くですが、これについては県道接続部分の排水が壊れているということで、これが約250万円です。総経費、約3,750万円となります。御宿町のそれぞれの負担割合、道路改良分が6分の1、排水工事5分の1ということで、633万4,000円を補正予算させていただいたということです。

それから1点、今後の見通しということですが、先ほどの用地買収については、計画的に県が接続部分を購入していくというようなお話でございます。若潮高校前につきましては、互いに接続する交差点の工事等、次年度というようなことで現在進めていると伺っております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、小学校統合に向けまして、御宿小学校の方の受け入れ態勢ですね、それについてご説明させていただきます。

まず、当初予算といたしまして、御宿小学校の修繕料として300万円予算措置させていただきました。その修繕につきましては、サッシの取りかえ、黒板塗りかえ、タイルの補修ですとか、廊下、教室の天井の補修、図書室のカーペットを補修したというような対応をいたしました。それにつきましては、先日見ていただきましたように、すべて工事の方は終了いたしております。

そのほかに、当初予算でトイレの洋式化をするということで予算措置しましたが、それにつきましても2階に男女それぞれ1カ所、トイレを洋式化したということで工事を終了しております。

予算にはない部分なんですけど、冬休みを利用して、学校教職員、地区のボランティアの方、また委員会の職員が出まして、廊下ですとか階段、そういったところのペンキ塗りを実施いたしました。それぞれ休みを利用して対応を図ったんですが、学校が見違えるように明るくなったという状況です。

また、図書室につきましても今までの配置を変えまして、子供の死角、見えない部分で子供が何をしているかわからないというようなことのないような配置がえをするとか、そういう対

応をしまして、あとは岩和田小学校からの備品類の受け入れをするということで、今後の対応をるところです。

これからまだまだいろんな面で、人的な協力をさせていただくことがあるかと思いますが、それらにつきましても役場、教育委員会を初め、学校側ともよく話し合いをした中で対応を図っていきたいと考えております。

次に、31ページの学校給食費の関係なんですが、学校給食費の関係は滞納状況、今、全国的に問題になっております。おかげさまで御宿町におきましては、昨年度、17年度につきましては滞納の家庭がなかったということで、本年度は2月末現在、1月までの徴収状況で見ますと、児童6人分が滞納している状況です。それにつきましても、うち3人分につきましては1月分だけがまだ引き落としができていないという状況ですので、これはすぐにも対応できるのかなと考えております。問題は1件、3カ月分が滞納しているという状況ですので、それにつきましては、督促をするなどの対応を図っていきたいと考えております。金額にしましては4万500円ということですが。

それと残菜の状況なんですが、献立にもよるんですが、残菜につきましては2月の状況で見ますと、残菜の多いときで約7.7%。少ないときですと2.2%ということで、残菜の量としてはかなり少ないというふうに考えております。この7.7%の中には汁も含めていますので、汁を残すと、ほとんど120リットルのポリに大体2杯から2杯半くらいの量で残菜が出ている状況だということです。

また、残菜を少なくするための努力としましては、やはり栄養士とか調理員の努力がかなりありまして、週に1回は必ず栄養士と調理員が献立会議を開いております。献立会議と調理方法についての検討をしているということ、また献立につきましても栄養士の方から手づくりを心がけるといって、ちょっと時間はかかるんですが、そういった対応で、子供たちに安全でおいしい給食を提供できるような努力をさせていただいているところです。

以上です。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 最初の財産運用でありますけれども、基金から基金に繰り入れるということがあって、今説明があったのは、体育館建設にも財調から繰り入れも当然考えているということによろしいわけですね。はい、わかりました。それで順番だというような言葉が聞いたのかなと思います。

それから、イノシシについてであります。これ当然農業振興費という中での事業でありま

すので、例えば私が先ほど申し上げさせていただきました御宿台ですね、農業地域以外でのイノシシ対策というの今求められているというふうに思うんですが、そうした対応というのは、どこでだれがとるんでしょうか。それとも、それはどこも、だれもが対応をとられないということなのでしょうか。大変、何とかしてほしいという声が上がっておりますし、見た状況も、もう芝生も畑状況になってしまっていますね。それから、もう一つは子供が遊ぶべき遊具も置いてある、そういう場所も幾つかあると思うんですね。そういうことも含めまして、やはりイノシシについての対策、例えば御宿台についてなんですけれども、そういう農用地以外についても、そういう対策、安全策が必要であるというふうに思うんですが、それはどういうふうに町としては考えておられるのかについて、伺いたいというふうに思います。

それから、道路の新設改良費ということで、これは県の負担金について直接的に町道関係に係る部分については仕方がないというか、考え方としてはわからないわけではないんですけれども、県道、純粹に県道に係る部分で町負担があるというのは、何か非常に解せない話でありますね。例えば本町におきましては、町道化については住民負担を取らないと。あるんですよ、そういうところが。そういう自治体があるわけなんですけれども、仕方がないということでやってきていると思いますし。その辺について、やはり県道は県道の中で、当然県民税、収めているわけですから、県費の中で100%執行されてしかるべきかというふうに思うわけがあります。これは町と県との関係だろうとは思いますが、ちょっとその事業について、なかなかわかりづらいところがあるなというふうに思うわけがありますので、その辺の調整も今後必要であるかなというふうに思います。

それから、学校の統合に関する話でありますけれども、300万円で、予算の中で行ったということで、先ほどのご説明ですと、いわゆる備品と申しましょうか、そういうものが300万円の主な内容であったというふうに、予算の内訳ですか、例えばサッシだとか、そういうことのようにありますので、そうすると例えばペンキ塗りでありますとか、いろんな諸修理等たくさんあったということですね。それ、たしか当初では概算見積もりをやられていたと思うんですね。

その部分で、例えば100%業者委託をした場合、あらかじめいいんですよ、大体どのぐらいだったと。要するに、皆様のご協力でそうしたものが材料費、ペンキ代ならペンキ代だけ、あとロール何とかとか、はけだとか、実際あるんだろうと思いますけれどもね、軍手だとかね。あると思うんですが、その程度でおさまったという、お金の部分でちょっと説明できることがあれば、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、学校給食については非常にきめ細かな対応をとっていただいているということで、ぜひ今後もそういうものを続けていっていただきたいということだと思いますが。

それともう一つ、残菜で、私も伺ってこのことを幾つか聞きましたけれども、大変少ないんじゃないかなと思うんですね。それはそれで結構だと思うんですけども、やはりこうした残菜について、たしか大分前に、今家庭に配られている堆肥、家庭用の堆肥化装置ですか、そうしたものの事業所規模のものを導入してみたいというような話もあったかと思うんですね。これは学校に限らず、旅館や民宿だとか、そういう事業所も含めて、そういう事業所系の堆肥化装置というのがあるかと思うんですけども、そういうもの、もしくはまた、ちょっと処理がどうなっているかわからないんですけども、具体的に、そういうものがなくても処理できると思うんですけども、堆肥化、堆肥にすることも、若干菜園もたしかあったと思いますので、そういうことも可能だろうなというふうに思うんですけども。

今、現実にはどういうふうに処理をされているのかということと、新年度では何か新たな職員の発案というか、手づくりでそうした堆肥化についても挑戦してみたいということ、町長、先ほど述べられておられましたけれども、そうした中で、そういうものが取り組まれるのかどうか。ちょっとその辺の、関連になるかと思うんですけども、考え方について伺いたと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） イノシシの被害につきましては有害鳥獣駆除ということで、今までは産業観光課で対応していたところでございます。

しかし、議員が言われたように、最近は御宿台への芝生の被害とか、夕方散歩しているとその前を突っ切って走るとか、そういう声がよく聞かれますので、産業観光課だけでは対応できない部分もありますけれども、今後庁内で調整して、どこの課ということじゃなくて、とにかく被害を食い止められればいいことですので、十分な対応ができるようにしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 県事業に対する負担金というお話の整備状況と現在の請求されている状況がどうかを説明します。これにつきましては道路法の12条で、その関係する市町村に負担させることができる条項がございますが、千葉県はそれに基づいて予算化して請求するというようなお話になると思います。予算計上はそういうことです。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほどの、ペンキ塗りにどの程度というお話なんですが、約500平米ぐらい塗ったんじゃないかということで、平米当たり1,000円ぐらいかかるんじゃないのかというような話も出ていました。ですから、簡単に50万円ぐらいですかね。あとペンキ代ですとか、そのほかの消耗品関係で五、六万円はかかっているのか、まだ全部塗り終わっていないこともありますので、まだこれから少し手がけなきゃいけないこともあります、そのくらいの費用をかけております。

それと残菜の処理の方法なんですが、現在は清掃センターの方で処分していただいています。また堆肥化については、現在のところ具体的な方策については考えておりません。場所と、あとはその後の使い先ですね。そういったことも含めて、今後協議が必要なのかなというふうに考えています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、本日の日程はこれをもって終了いたします。

次の本会議は3月7日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも、長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時10分）